

亜種ヤエヤマイシガメを含む種ミナミイシガメの輸出に係る助言に関する意見の募集について

○募集期間

平成 27 年 3 月 27 日（金）～ 平成 27 年 4 月 10 日（金）（必着）

宛先：環境省自然環境局野生生物課 御中

氏名：（会社名／部署名）：認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 鈴木希理恵

住所：東京都武蔵野市境 1-11-19 モウト APT102

電話番号：0422-54-4885

意見：

<意見内容>

環境省がワシントン条約の科学当局として、亜種ヤエヤマイシガメを含むミナミイシガメの輸出に対し「当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでない」旨の助言を一律に行わないことにより、「輸出許可書」の発給ができなくなり、事実上輸出は不可能となることを歓迎する。

<理由>

1. 添付資料で示されているように、ヤエヤマイシガメの自然分布域における個体数が過大に評価しても 33,000 個体と推定されるなかで、2013 年 8 月以降の輸出数が 6000 個体を超えているのは過剰利用である。個体数推定のための継続した調査を行い、この措置（事実上の輸出禁止）によってもヤエヤマイシガメの個体数が減少するのであれば、種の保存法による規制強化を行うべきである。

2. ワシントン条約附属書Ⅱ対象種について適正な運用がなされずに種が絶滅すれば、ワシントン条約に関わる日本の国際的な信用が失墜する危険がある。なお、日本国内でもイシガメ、ヤエヤマイシガメ等はインターネット販売などが盛んであり、海外への輸出禁止措置だけでは種の絶滅が防げない可能性がある。そのような事態を引き起こさないようにするためにも、附属書Ⅱ対象種の国内規制の強化が望ましい。

3. ワシントン条約第 16 回締約国会議で附属書Ⅱにイシガメ科の複数の種が同時に登録された理由は、ある 1 つの種の取引が禁止されると、捕獲圧が近縁種に向かうためである。ヤエヤマイシガメの事実上の輸出禁止と同時に、近縁種の調査を行い、絶滅の危機が高まらないよう迅速な対応を望む。